

# 平成29年度第1回嬉野市空家等対策協議会 会議資料

平成29年9月20日（水）

嬉野市役所 塩田庁舎3階3-2、3会議室

嬉野市空家等対策協議会 委員名簿（敬称略）

分野	委員名	所属
行政	谷 口 太一郎	嬉野市長
地域住民	湊 野 正	行政嘱託員
地域住民	辻 田 正 信	行政嘱託員
法務	谷 元 徳 子	佐賀地方法務局
不動産	樋 口 隆 弘	佐賀県不動産鑑定士協会
不動産	太田尾 信 幸	宅地建物取引業協会
建築	中 田 昭 則	一般社団法人佐賀県建築士会（鹿島地区）

※任期 平成29年9月1日から平成31年8月31日まで（2年）

平成29年度嬉野市空家等対策協議会事務局

部署名	職名	氏名		
総務企画部	部長	辻 明弘		
	総務課	課長	永江 松吾	
		塩田庁舎	副課長	井手 孝一
			主査	山口 純一
		主査	中野 暖久	
	嬉野庁舎	主事	岩津 鈴香	
	企画政策課	課長	池田 幸一	
産業建設部	部長	宮崎 康郎		
	建設・新幹線課	課長	早瀬 宏範	
		副課長	奥山 博一	
		建築士	荒川 ひろみ	
	うれしの温泉観光課	課長	井上 元昭	

## (1) 嬉野市空家等対策協議会の役割について

嬉野市空家等対策協議会設置規則

平成29年7月12日

嬉野市規則第19号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項及び嬉野市空家等の適切な管理に関する条例(平成24年嬉野市条例第21号)第11条第1項の規定に基づき、嬉野市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関する事項
- (3) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断基準に関する事項
- (4) 特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長は市長とし、副会長は委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員(国、佐賀県又は市の職員である者に限る。)がやむを得ず会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。この場合において、代理出席した者は、委員とみなす。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴き、若しくは説明をさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務企画部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### (3) 嬉野市空家等対策計画策定の要旨について

#### 1 計画策定の根拠

- 空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項「市町村は、その区域内で空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する施策についての計画を定めることができる。」に基づき策定する。
- 計画策定は、嬉野市空家等対策協議会規則第3条第1項「協議会は、次に掲げる事項を所掌する。(1)空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する事項」に基づき、嬉野市空家等対策協議会で協議する。

#### 2 計画に定める事項（法第6条第2項の規定による）

- ①空家等に関する対策の対象とする地区、対象とする空家等の種類、その他空家等に関する施策に関する基本的な方針
- ②計画期間
- ③空家等の調査に関する事項
- ④所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- ⑤空家等及び除去した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- ⑥特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- ⑦住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- ⑧空家等に関する施策の実施体制に関する事項
- ⑨その他空家等に関する施策の実施に関し必要な事項

## (4) 今後のスケジュール (案) について

### 嬉野市空家等対策協議会及び計画策定スケジュール (案)

協議会開催日		議題
第1回協議会	平成29年9月20日(水)	※委嘱状交付 ※副会長選出 (1) 嬉野市空家等対策協議会の役割について (2) 嬉野市の空家等の状況について (3) 嬉野市空家等対策計画策定の要旨について (4) 今後のスケジュール(案)について (5) その他
第2回協議会	平成29年10月	(1) 課題・対策について (2) 新たな施策の方向性等について (3) その他
第3回協議会	平成29年11月	(1) 嬉野市空家等対策計画パブリックコメント(案)について (2) その他
パブリックコメント(30日間)		
第4回協議会	平成30年2月	(1) パブリックコメント結果の報告 (2) 嬉野市空家等対策計画(案)について (3) その他
嬉野市空家等対策計画策定		